

## 個人情報の利用目的

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会（以下「全基連」という。）は、個人情報保護規程（平成26年3月18日規程第1号）第6条第1項の規定に基づき、全基連が業務上保有する「個人情報の利用目的」を次のように定める。

- 1 全基連が保有する個人情報は、次の事業活動のために利用する。
  - (1) 労働基準法等関係法令の普及、適正な労働条件及び労働安全衛生の確保等を図り、もって不特定多数の労働者の福祉の増進等に資することを目的として行う次の公益目的事業
    - イ 事業場の就業環境を整備するために必要な知識の習得や人事・労務管理・労働安全衛生管理の専門家の育成を支援する教育・研修事業
    - ロ 労働基準関係判例、労働行政の動向等の各種情報を提供する事業
    - ハ 広く労働者の福祉の向上を目的とする国等からの受託事業
  - (2) 前号に規定する公益目的事業を支援する広報・出版事業
  - (3) その他事業活動を充実させるために必要な財政基盤を強化するための事業
  
- 2 全基連が保有する個人情報は、前項に規定する事業の適正かつ効果的な推進に向けた次の目的のために利用する。
  - (1) セミナー・講習会の申込者・受講者の管理、受講者アンケートの集計、開催案内の送付のため
  - (2) メールマガジンの配信希望者の管理及び配信のため
  - (3) 委託事業への入札、国等からの受託事業を適正に遂行するため
  - (4) 委員等委嘱者の連絡調整、謝金の支払等管理のため
  - (5) 職員（退職者を含む。）の雇用・人事労務管理のため
  - (6) 法令、人事労務管理等に関する出版物の案内、出版物の送付及びその他出版物に係る連絡調整のため
  - (7) 正会員、賛助会員の管理、サービスの提供、連絡調整のため
  - (8) 労働基準法等関係法令や人事労務管理に関する相談の受付及び回答のため
  - (9) 情報開示に係る閲覧等申請の受付及び管理のため
  - (10) その他前項の目的を達成するために必要な業務遂行のため
  
- 3 全基連が保有する個人情報は、前項の利用目的の範囲を超えた利用及び第三者への開示又は提供をしない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。
  - (1) 本人の同意がある場合

- (2) 本人が購入した書籍の配送等そのサービスに迅速に対応するために、他の事業者にも業務を委託する場合
- (3) 刑事訴訟法等法令に基づく場合
- (4) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得られない場合
- (5) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために、特に必要がある場合であって、本人の同意を得られない場合
- (6) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき